

第128号

瓦版 えくれしあ

～集いの場～

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞



## 目次

1. 休日の振替を巡って
2. 外国人実習生の失踪に関する新聞記事 2 件
3. フィリピンの映画事情 社会理論・動態研究所 吉田 舞
4. ケラメイコス フィリピンのやきもの
5. 本の紹介 ハポンーフィリピン日系人の長い戦後 大野 俊著
6. 今月の言葉

## 休日の振替を巡って

サラリーマンにとって休日は待ち遠しいものであり、何をするかいろいろな計画を組んで有効に活用している人も少なくないといえます。そのため会社の都合で休日出勤を命じられたり、他の日に振替られたりすれば面白くはないといえます。外国人技能実習生たちも当然同じ思いを持っています。同時に、出稼労働者として母国に仕送りしなければならない立場からは残業はしたいし、休日にも働きたいというのが本音だといえます。そうしたところに付け込んでというか、会社の利益のみ図る目的で、単純にまともな残業代を支払わないものから、内職として出来高制で支払おうとしたり、とさまざまな仕組みを考えだしています。技能実習生同様に労働法のイロハも分からない日本人も同じ不利益を蒙っています。ブラック企業と言われるものは当に典型的な例といえます。

前号の「技能実習生は暴力の対象か?」で触れた会社では賃金・年休等の問題がいまだ交渉中ですが、雨天時は仕事ができないため、これまでは、途中から帰らせたり、年休で処理したりしていたことを問題として取り上げている中で、休日の振替を行ってもいいかと言ってきました。会社の事情もあり、特別問題も無いため了解をしましたが、技能実習生達は頭で理解できても、心情的に納得できないところがあり、出勤するべき日に休んでしまいました。会社から、その旨連絡があり、会って話を聞くといろいろな不満や事情があることが分かりました。私たちも、会社もこれまでの経緯に係る技能実習生の気持ちに思いを巡らせることができないところに大きな原因がありました。少々賃金面で問題があっても、気持ちよく働ける職場、意思疎通ができていく職場であれば問題にならないのが普通です。私たちにとってもそうではないのでしょうか。余程会社の態度に不満を持たない限り、監督署に行ったり、ユニオンに加入して交渉に入ることは無いはずですが。要するに感情的に良好な職場環境があれば少々のは問題はならないはずですが。私の立場からいうのはどうかとも思いますが、労働法を四角四面に守っていたら非常に厄介な話で、

事務担当者の仕事を増やすだけとしか言えません。ただいい関係を築こうとしているいろいろ世話をしても、やはり世間一般の考え方に準じた賃金を支払わなければ問題の発生は防げません。よく「これだけ良くしてやったのに裏切られた。」との言葉を聞くのは相手の気持ちを考えない一方的な、自己満足的なことしかしていなかったためと言わざるを得ません。

横道にそれでしたが、本題に戻してまず休日振替とはどのようなものであるか見ていきます。労働基準法には休日振替についての規定はおかれていませんが、通達によって取扱い方法を決めていますのでそれを見ていきます。

#### 【就業規則への規定が必要】

労働基準法上は休日を選定することまで要求はしていませんが、休日の趣旨を踏まえて就業規則等で休日を選定するようにとされています(昭 63.3.14 基発 150 号)。特定された休日を振り替えて移動させるためには、当然、休日の振替についての規定を就業規則に定めておかなければいけないということになります。従って、休日の振替を行う場合には、必ずしも労働者の同意が必要ではないといえますが、労働者の同意のうえ振り替えるのがいいといえます。ただ、就業規則に振替規定が定められていない場合には、労働者の同意がなければできません。

#### 【休日振替できる期間】

労働基準法の休日についての規定を見ると「毎週少なくとも 1 回の休日」若しくは「四週間を通じて四日以上の日」を与える必要があると定めています。この休日という言葉は法定休日(通常は日曜日)を指しているため、日曜日を振り替える場合にはその週から 4 週間以内の期間内に振り替える必要があります。しかし、通達では、「振り替えるべき日については、振り替えられた日以降できる限り近接している日が望ましいこと。」(昭 63.3.14 基発 150 号)とされているため、法定休日・所定休日の属する週又は前週への振替が望ましいのではないかと考えます。ただ休日振替で問題となるのは、変形労働時間制を導入していなければ、出勤させることとなった休日の属する週の労働時間が 40 時間を超えれば割増賃金の支払いが必要となることです。

#### 【再度の振替】

何らかの事情で休日振替を行った日を再度振り替える必要が生じた場合には当然振替は可能といえます。ただ、労働者の生活設計といった問題もあるため、再度の振替の場合については労働者の合意を前提として考えるべきではないかと考えます。

#### 【振替休日の回数】

この問題についても制限は何もありませんので会社の自由と言うことにはなりますが、休日の趣旨を考えれば個人的には 1 カ月 2 回程度に制限するのが良いのではないかと考えます。

#### 【振替手当】

休日振替の制度は、割増賃金の支払いを会社に対して免除するためのものといえますので、本来休日であった日の出勤に対して 25% また 35% の割増賃金の支払いは不要になります。しかし、労働者に対する迷惑料として振替手当を支給する会社もあります。

今、問題となっている技能実習生の会社は、造船会社の下請であり、造船所の年間カレンダーを使用しています。このカレンダーは変形労働時間制を使用せず、1 週間 40 時間で組まれており、年末年始やお盆前後には休日が入っています。技能実習生の契約書は、年間カレンダーの使用ではなく、土曜・日曜は休日また祭日も休みとなっています。彼らも年間カレンダーがあるのは分かっていますが、そのあたりの説明は受けていないため、契約書に従って通常のカレンダーの土曜日や祭日は 25% 増しでなければ納得しません。また休日振替で土曜日や祭日に出勤となっても割増賃金がつかないことに不満を持っています。このあたりのことについては、法律上問題がないと説明すると分かってはくれますが、振替で出勤となった日に休んでしまいました。理由を聞くと、彼らと同じ人数いる日本人に対しては振替を行っていないし、毎日残業させ、土曜日も出勤させている。しかし自分たちは 5 時に帰らせられ、土曜日も働かせてもらえないという不満があります。ユニオンに入って賃金等の問題提起したことに対する仕返しです。また、ユニオンを辞めたら残業をさせると言っています。こうした行為は労働組合活動に対する弾圧とし

ての不当労働行為となり、労働委員会への提訴も可能となりますが、そうすると紛争が拡大するだけの話でしたありません。会社自体が不当労働行為を知らないためなのでしょう。

不当労働行為の話は別として、残業に対する日本人との差別と同時に、彼らの賃金制度に大きな問題があります。最低賃金で計算された日給で彼らの賃金は支払われています。会社カレンダーで労働日が決まれば、自動的に年間の賃金も決まってしまう。しかし支払方法は、日給月給として会社カレンダーで定められた毎月の出勤日数に応じて支給額が毎月変わります。表にして比較してみると次のようになります。

稼働月の労働日数	賃金	備考
1月や8月の労働日は15日程度	99千円	社会保険や住宅費の控除 52千円程度/月
一番多い月は10月で22日稼働	145千円	
月給制として平準化した時の1カ月の賃金	132千円	
1年間の賃金総額	1,584千円	240日×8時間×825円

会社の業務量が減少し、残業が無くなれば上記のありさまになり、稼働日数の少ない月は、仕送りをすれば生活できない現状があります。月給制にしたところで1年間の総支給額は変わるはずはないのにこうした配慮はなされていません。

こうした残業での差別や賃金制度の不備また班長によるパワハラなどのわだかまりが解消されないため会社への不信感が募り、またなぜ契約書と職場の実態が違うのか会社からの説明もない状況の不満が積もり積もって休日振替のボイコットに繋がったといえます。

## 外国人実習生の失踪が県内で激増 円安で収入減、高給求め都会へ

(2013年9月25日午前7時05分)

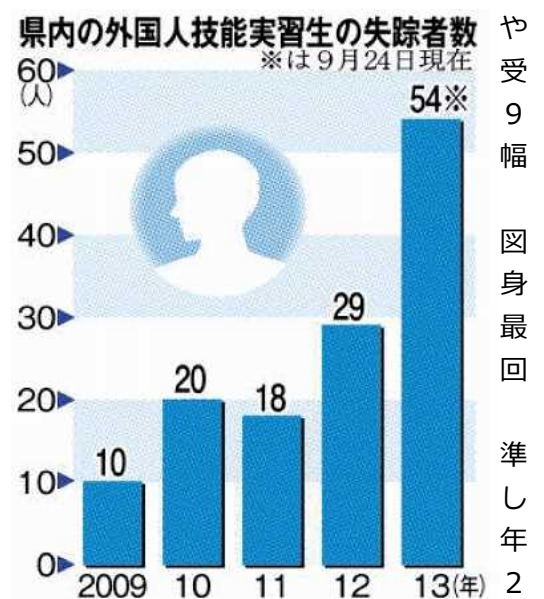
福井県内の企業で働く外国人技能実習生の失踪が、今年に入って激増している。背景には、なくならない賃金未払い問題に加え、急激な円安で「稼げる額」が目減りし、より高い収入を求める意識が働く現状があるようだ。一方、県内で今年、逃げたベトナム人実習生による窃盗事件が発生。行き詰まった失踪者が犯罪に手を染める危険性は高く、治安にも影響をみせている。

### ■既に25人増

県警公安課によると2012年末現在、県内では中国ベトナム、インドネシアなどから2992人の実習生をけ入れている。失踪者数は11年が18人、12年が2人だったのに対し、今年9月24日時点で54人と大に増えている。

実習生の労働環境をめぐっては、10年7月に改善するため制度が改正された。滞在3年間を通して実習生の分となり、最低賃金が保障されるようになった。以前は初の1年間は研修生で、この間は最低賃金をはるかに下る収入しか得られなかった。

しかし、問題は収まっていないようだ。全国の労働基監督署が、実習生とトラブルのあった事業所に監督指導した件数のまとめ(厚生労働省)によると、ここ5年は毎2500件前後で推移。11年は2748件、12年は776件と減少する気配はない。



や受9幅  
図身最回  
準し年  
2

## ■ダブルパンチ

実習生を受け入れているある組合の代表者は「中小企業の経営不振で残業が少ないことに対する不満に加え、円安による収入の目減りが加わった」と環境の変化を説明する。

実習生のトラブルに詳しい外国人研修生権利ネットワーク福井の高原一郎さんによると、実習生が祖国の送り出し機関で使う額は100万円ほどになる。これだけ払って来日しても、適正な賃金を支払わないブラック企業が存在するほか、逆らえば帰国させられる実態があるという。

円安とのダブルパンチ受け「ある程度の額が得られないと、失踪を選んでしまう」とみている。

## ■都会に出ても…

失踪すれば在留資格を失い不法滞在者となる。大抵は都会に職を求めるが、高原さんは「ここ数年は大都市でも求人が少なくなった」と指摘。生活基盤を失うことで、自然と犯罪に手を染めることになる。

また、国内に人口の多い中国人の場合は、つてをたどることも容易だが、ベトナム、インドネシアなどはネットワーク不足で路頭に迷いやすい点もある。

県警公安課は警戒感を強め、受け入れ企業に対して、失踪防止に向けた教育の徹底を促すとともに、行方不明者届の早期提出を呼び掛けている。

(福井新聞オンラインから)

## 外国人実習生5月だけで45人失踪…昨年度「全国最悪」の茨城

外国人が知識や技能を習得することを目的に、国内の企業などで働く外国人技能実習制度で、茨城県内に1年以上滞在している実習生(2号生)約5800人のうち、今年5月だけで少なくとも45人が失踪していることが、国際研修協力機構(JITCO)水戸駐在事務所のまとめでわかった。

同事務所によると、5月の1か月間で、中国やベトナムなどから来日し、銚田市や神栖市などで農業の実習を受けていた実習生計45人の行方がわからなくなっている。

昨年度は、県内で計252人の2号生が失踪。「失踪率」は4.5%(全国平均1.7%)で全国最悪といい、上野謙一所長は「大変ショッキングな数字。職種や処遇のミスマッチによるものが多い」と話す。

上野所長によると、失踪者数は減少傾向にあったが、近年は景気の悪化による労働条件の低下の影響もあり、増加に転じている。さらに最近は、円安で賃金が目減りし、より収入が得られる第2次、3次産業に移動したとみられる。

実習生の行方がわからなくなった場合、実習生を受け入れる監理団体などが、地方入国管理局に報告することになっている。しかし、取り締まる東京入管は、行方不明者数について「統計として公表していない」とし、増加傾向にあることについても「事実かどうか判断できずコメントできない」としている。

一方、県警外事課によると、実習生が失踪しても警察に捜索願を出す監理団体は少ないといい、今年1~5月に出された捜索願は107件だけだ。捜索願が出された場合は、全国の警察に手配を出す通常の捜索となる。

実習生は技術習得を目的に来日しているため、別の場所で働いた場合、入管難民法違反(資格外活動)で摘発の対象となる。また、定められた期間を超えて国内にとどまると、同法違反(不法残留)になる。県内では、昨年1年間で199人の外国人が、同法違反で摘発されている。

(2013年9月26日 読売新聞)



## フィリピンの映画事情

吉田 舞

フィリピンの映画館は入館料が 200 円から 600 円くらい。最近では日本でもふわふわのソファで観られるプレミアムシートなどがあるが、フィリピンのプレミアムシートでは、600 円もあれば、ふわふわシートに埋まってポップコーンが食べ放題、ドリンクも飲み放題。毎週水曜日に新しい映画が公開される。また、フィリピンでは、日本より数ヶ月早く欧米の最新映画が公開されることが多く、地方の映画館では一回の入館で立て続けに 2 本の映画が上映されることも多い。私も留学していた時は、フィリピン語の練習のために、毎週のようにフィリピン映画を観に行っていた。

ローカルのものではアクション・コメディがおおく、典型的なパターンとして、よく女性同士の殴り合い、髪の毛引っ張り合いのケンカなどの組み合わせシーンが見られる他、市場でのケンカのシーンでは売り物の野菜で敵の頭をぼ〜んと一打ちし、相手を気絶させたり、追い掛けてくる敵がバナナの皮などで滑ってそのまま動かなくなる場合まである。

映画そのものもおもしろいが、なにより、観客を観察するのがおもしろい。感情をこらえきれなくなった観客が主人公に向かって“後ろ、後ろに敵がいるわよ〜！”と叫び始めたり、敵に追いつめられたりするシーンでは“きゃ〜、やめて！殺さないで！”なんて合唱も聞こえてくる。ライバルや敵をギャフンと言わせた時には、拍手が聞こえてきたり、「Yes！よくやった！」などの声も飛び交う。この意味で、映画館は、明るく、気さくなフィリピン文化が見られる場所でもある。観光で映画を観ることはあまりないが、フィリピン映画の鑑賞は、フィリピン語が分からなくても、意外と楽しめる、おすすめスポットである。ただし、どの映画館も冷房がかなり効いているので、お出かけの際には、ジャケットや長袖を忘れずに。

## ケラメイコス

フィリピンのやきもの

東南アジアのやきものに関心を持ちながら、まだ、まとまった本を読むこともなくヤフオクに出てくるものを眺めています。タイやベトナムのもので、特に、海揚げりや発掘品が中心です。ただこれらのルーツは中国にあるといえます。陸路や海路を通じて染付や青磁などの器や技術が入り込み、独特の陶芸技術が形成されています。私の関心のあるフィリピンを見ると何も無いというのが現実のようです。日本の縄文時代の技術もなく、ただ素焼きの土器しかないということ海外青年協力隊の陶芸隊員のブログで読みました。確かに、大陸から離れた無数の島から成り立つ未開の島がスペインの植民地、アメリカの植民地を経て、戦後独立した経緯を考えると独自のやきもの文化を発達させることが出来なかったのかもしれませんが。遺跡の発掘を通して中国のやきものが発掘されていますし、日本の伊万里焼などもあります。骨董屋さんを巡れば面白いものが見つかるのではないかと考えています。独自の「やきもの」はないとしても、お祝い事には欠かせないと言われる子豚の「焼き物」のレチョンがあります。台湾で食べた豚の皮がパリパリして美味しかったので、今度はフィリピンで帰国した技能実習生達と一緒に頬張ってみたいと思っています。当然、古いやきものの陶片に盛りつけ、フィリピンのサンミゲルビールがあれば何も言うことがありませんが・・・。



## 本の紹介

ハポンーフィリピン日系人の長い戦後 第三書館 大野 俊著

フィリピンという言葉で思い出すのは、「戦争中に日本軍がひどいことをしているのでフィリピン人は日本人に対して強い憎しみを持っている。」と小学校の社会科の授業での先生の言葉です。今、日本に来ている人達はそのような感情は全くと言っていいほどないでしょうし、むしろ憧れの方が強いかもしれません。しかし技能実習生の中には日本人に対して憎しみを抱いて帰る人も少なくはないと思います。私の周りには様々な在留資格のフィリピン人がいます。しかしあまり認識されていない例として技能実習生と同じような形で来日する日系人のグループがあります。フィリピンと日本の派遣会社が手を組んで金もうけの手段の対象となっています。私の知っている範囲では、農業やカキ養殖関係に沢山来ており、それぞれの集落でコロに一を造り、他の市町村に住む親族関係の連絡網を通じて助け合っています。労働条件面では不当な扱いを受け、職場によってはフィリピン人の通訳による理不尽な行為が行われています。僻地の職場であるため教会に行くこともできず、他のフィリピン人と関係を持つ機会もなく、日本語も上達しない環境に置かれています。こうした日系人のルーツはフィリピンに出稼ぎに行った日本人や日本軍人との子どもたちです。終戦後は日系人であるため命の危険にさらされ、悲惨な生活を送ってきていました。また日本の父親を訪ねても無視されてしまいます。先日、倉橋町で日系人が心臓発作で亡くなりました。勤務先には40名前後の日系フィリピン人がいますが、11時からの葬儀には親族以外の日系人は一人も参列しませんでした。葬儀場と会社とは目と鼻の距離です。昼食は自宅に帰って食べるため、参列を希望する者には、昼休の繰り上げと多少の時間を与える配慮があれば済むことだといえます。問題はこれ以外にも幾つかありましたが、この葬儀で日系人は使い捨ての働き蜂でしかないのかとの悲しい思いを改めて実感しました。

いまだに悲惨な歴史を引きづって生きている日系人のルーツに関心のある方は読んでみてください。この本は1991年発行で絶版になっていますが、アマゾンの古本で手に入ります。

### 言葉

貧しさの中には、子供であることが意味することの何がしかが現れて来るのです。子どもは自分からは何も所有していません。子どもは他の人の恩恵によって生きるものであり、まさにこの無力さ、無所有において、子どもは自由なのです。子どもは地位を持ちません。地位というものは、仮面のように自分本来のものを押し殺してとしまうのです。所有と権力は人間の誘惑の二つの巨頭です。それは人間を所有の虜にし、人間の魂を奪ってしまうのです。多くのものを所有しながらも心の奥底で貧しくあることのできない人、世界を自分の自由にするのみを考え、これを神に帰することを知らない人は、子どもであることを失ってしまったのであり、神の国に入ることはできないのです。

イエス・キリストの神 P86～P87

教皇ベネディクト 16 世 ヨゼフ・ラッツィンガー 著

### 発行所

医事業務支援センター・小松社会保険労務士事務所  
フィリピン人労働者を支援する会

〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511

携帯 090-7590-0215 Tel・Fax 082-285-9039

e-mail [k.komatsu@do.enjoy.ne.jp](mailto:k.komatsu@do.enjoy.ne.jp) <http://srk2002.com/>

平成25年 11月 1日 発行